

(別紙)

(表)

健管	
重度心身障害老人健康管理事業 対象者証	
後期高齢者 被保険者番号	
受給者	居住地
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日から
	年 月 日まで
発行機関名 及び印	
交付年月日	年 月 日

この証は、京都府以外では使用できません。

(裏)

注意事項

- この証は、保険医療機関等に保険の自己負担分を支払わないで受診することができる証ですから、大切に保持してください。
- 保険医療機関等において診療を受ける場合には、この証を必ず窓口へ提出してください。
- 次の事項に該当する場合は、速やかにこの証をお住いの市町村に返してください。
(1) 重度心身障害老人健康管理事業の対象者でなくなったとき
(2) 有効期間を経過したとき
- この証の記載事項に変更があったときは、速やかにこの証を添えて、お住いの市町村に届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として罰せられる可能性があります。
- この証は、京都府外では使用できません。